

---

プロジェクト	<b>金融商品</b>
項目	<b>日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み (金融商品)</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 2016 年 8 月に当委員会が公表した中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの 1 つとして金融商品に関する会計基準に言及している(別紙参照)。本資料は、当該取組みの進め方について議論することを目的としている。

## II. 金融商品に関する会計基準の動向

### (我が国の動向)

2. 我が国の金融商品の会計基準は、企業会計審議会により、1999 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」が設定され、その後、2006 年に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)として ASBJ に移管された。当該基準については、設定以来、抜本的な改正は行われていない。

また、実務に適用する場合の具体的な指針についても、2000 年 1 月に定められた日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」)が、現在でも用いられており、抜本的な改正は行われていない。

### (国際的な会計基準の動向)

3. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及びそれに対応する米国会計基準については、従来から規定が複雑で理解及び適用が困難であるとの批判があり、国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2006 年に締結した覚書 (MoU) の中で、今後、収斂を図っていく項目の 1 つとして金融商品会計を掲げ、金融商品会計の複雑性を低減するための取組みを共同で進めていた。
4. また、それと前後して深刻化した世界的な金融危機のため、G20 や金融安定理事会を含む市場関係者から、特に減損の認識について、当時の発生損失モデル (incurred loss model) により“too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅していると批判された。

5. その批判に対応するために、IASB は、FASB と共同で進めていた金融商品会計プロジェクトを加速させ、2009 年 11 月に IFRS 第 9 号「金融商品」を公表し、同月に相対的アプローチ及び将来予測的な (forward-looking) 情報の導入を含む、予想信用損失モデル (expected credit loss model) への転換を柱とする減損に関する公開草案を公表した。
6. その後、IASB は順次プロジェクトを進め、2014 年 7 月に IFRS 第 9 号最終版を公表している。IFRS 第 9 号の公表により、以下のような改善が図られたと、IASB は考えている。
  - (1) 「分類及び測定」について、原則主義の要件に基づき、金融資産の分類及び測定が決定されることとなり、金融資産の分類が簡素化された。
  - (2) 「減損」について、将来予測的な情報に基づく予想信用損失を測定することとなり、早期にかつ大きな金額で減損が認識されることとなる結果、金融危機時における市場関係者の金融商品会計に対する懸念に応えるものとなった。
  - (3) 「ヘッジ会計」について、企業によるヘッジ会計の適用を容易なものとし、企業のリスク管理を財務諸表に反映させやすくなった。
7. 一方、FASB は 2013 年頃から独自の取組みを進め、米国会計基準においても、金融危機で生じた問題への対応も考慮した金融商品会計の見直しを行い、以下の改正を行っている。
  - (1) 「分類及び測定」について、2016 年 1 月に ASU 第 2016-01 号「金融商品—全体 (サブトピック 825-10) : 金融資産及び金融負債の認識及び測定」が公表された。
  - (2) 「減損」について、2016 年 6 月に ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失 (トピック 326) : 金融商品に関する信用損失の測定」が公表された。
  - (3) 「ヘッジ会計」について、2017 年 8 月に ASU 第 2017-12 号「デリバティブとヘッジ (トピック 815) : ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」が公表された。
8. なお、金融商品会計のうち、認識の中止に関して、IASB は当時の IAS 第 39 号で規定されていたリスク経済価値モデルを支配モデルに変更する提案を行ったが、市場関係者からの賛同は得られず、従来のモデルが維持されている。

また、米国会計基準については、2009 年 6 月に FASB 基準書第 166 号「金融資産の移転の会計処理」が公表され、いわゆる適格 SPE の取扱いを削除しているが、支配の移転を基礎としたアプローチは変更されていない。

### III. 本資料の分析の概要

9. ASBJ は、IASB とともに公表した 2007 年の東京合意以来、基本的に、IFRS を国際的に整合性を図る対象としてきている。ただし、国際的な会計基準という用語を会計基準で用いる場合、IFRS と米国会計基準の双方を指す意味で使う場合もあり、IFRS と米国会計基準の取扱いが異なる場合には、両者が検討の対象となると考えられる。
10. その点を認識したうえで、本資料における「我が国における会計基準に係る基本的な考え方に関連する課題」及び「適用上の課題」は、IFRS 第 9 号を対象として分析を行っている。

#### (プロジェクトの検討の範囲)

11. 金融商品会計には主に 4 つの分野（「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ会計」、「認識の中止」）があり、このうち「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ会計」については、いずれも重要な分野であるが、「減損」については金融機関における貸出金の評価に関係するため、国際的な整合性を図る取組みを検討する上では、特に重要な分野となる。よって、プロジェクトの検討の範囲として、これらの 3 つの分野を検討の対象とするか、「減損」のみを対象とするかについては、進め方の論点になりうる。
12. その他の「認識の中止」については、連結範囲と密接に関連するため、その関連性を図るか否かが論点になると考えられる。
13. 上記について、第 18 項から第 21 項で分析を行っている。

#### (我が国における会計基準に係る基本的な考え方に関連する課題)

14. IFRS 第 9 号に関する IFRS のエンドースメントにおいて、以下については、我が国における基本的な考え方と異なることが確認されている。
  - (1) 資本性金融商品に関するその他の包括利益（以下「OCI」という。）のノンリサイクリング処理
  - (2) 金融負債の公正価値オプションにおける OCI のノンリサイクリング処理
  - (3) 非上場株式の公正価値評価（純損益を通じた公正価値での測定（以下「FVPL」という。）処理）
15. 上記について、第 22 項及び第 23 項で分析を行っている。

**(適用上の課題)**

16. 「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ会計」のいずれも、現在、会計基準及びガイダンスが整備され、20年近く運用されていることもあり、一定程度安定的な運用がなされていると考えられる。

一方、第2項に記載したとおり、これらの会計基準は1999年に制定されて以来抜本的な改正が行われていないため、国際的な会計基準とは異なる点も多くみられる状況となっており、会計基準を改正する場合、多くの適用上の課題が生じると考えられる。

17. 上記について、第24項から第31項で分析を行っている。

**IV. 検討の範囲**

18. 第11項に記載したとおり、「減損」については金融機関における貸出金の評価に関係するため、国際的な整合性を考える上では、特に重要な分野となる。日本基準における貸倒見積高の算定においては、過去の実績に加え、期末日現在の状況や将来予測的な情報も考慮される場合があると考えられるが<sup>1</sup>、全面的に将来予測的な情報の反映が求められているわけではない。一方、IFRS及び米国会計基準においては、将来予測的な(forward-looking)情報を反映することを全面的に求める予想信用損失モデル(expected credit loss model)が導入されており、国際的に整合性を図る場合にはプロジェクトの検討の範囲に含めることが必要であると考えられる。
19. 一方、「分類及び測定」、「ヘッジ会計」については、いずれも重要な分野であるものの、IFRSと米国会計基準で内容が異なっており、現在の会計基準及びガイダンスが安定的に運用されていることを踏まえると、国際的に整合性を図る場合にプロジェクトの検討の範囲に含める必要性は、「減損」よりは低いものと考えられる。
20. したがって、プロジェクトの検討の範囲として、これらの3つの分野を検討の対象とするか、「減損」のみを対象とするかが、進め方の論点となりうる。
21. なお、「認識の中止」については、SPEを譲渡先とするケースでは、SPEの連結範囲と密接に関連する。この点、現状の日本基準におけるSPEの連結範囲の定めは、IFRS第

---

<sup>1</sup> 金融商品実務指針第298項、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」IV①

10号「連結財務諸表」、米国会計基準のいずれとも異なったものとなっていることから、「認識の中止」については上記の3分野と分けて、連結範囲について国際的に整合性を図る取組みを行う際に合わせて検討を行うことが適切と考えられるがどうか。

## V. 分類及び測定

### (我が国における会計基準に係る基本的な考え方に関連する課題)

22. 以下の2項目については、IFRS第9号に関するIFRSのエンドースメント手続において、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と大きく異なるものと結論づけられており、修正国際基準において「削除又は修正」する項目に含まれている。これらの項目については、仮にIFRS第9号の内容を日本基準に取り入れる場合は、OCIをリサイクリング処理とする方向で議論を行うことが考えられる。

(1) 資本性金融商品に対するOCIのノンリサイクリング処理

(2) 金融負債の公正価値オプションにおけるOCIのノンリサイクリング処理

23. 以下の項目については、IFRS第9号に関するIFRSのエンドースメント手続において、「削除又は修正」をするには至らないが、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なるものと結論づけられており、仮にIFRS第9号の内容を日本基準に取り入れる場合は、取扱いを検討することが必要と考えられる。

(1) 非上場株式の公正価値評価 (FVPL 処理)

### (適用上の課題)

24. 以下の項目については、仮にIFRS第9号の内容を取り入れた場合、適用上の課題になりうるものとして事務局が把握しているものである(網羅性はない)。

(1) IFRS第9号に定められる2つの要件で金融資産の分類を行う場合、現行の日本基準と比べて、FVPLとなる金融資産が増加する可能性がある。

- 一部の投資信託
- 利息条件が貨幣の時間価値と合致していない商品(エクイティ・リンク債等)、一定の証券化商品(メザニン・トランシェ等)

(2) 日本基準上、その他有価証券に分類される外貨建債券の為替換算差額について、

損益に認識されることとなる<sup>2</sup>。

- (3) 現行の業種別の会計処理が認められなくなる。例えば、日本基準においては、保険業の責任準備金対応債券について時価評価せず償却原価で測定できることとされているが<sup>3</sup>、IFRS 第9号によると、事業モデル要件により OCI を通じた公正価値での測定（以下「FVOCI」という。）に区分される可能性がある。
- (4) 金融資産における組込デリバティブについては、日本基準では区分処理の要件を満たす場合に区分処理されるが、IFRS 第9号では区分処理が認められない。金融負債における組込デリバティブについては、その区分処理の要件が、日本基準とIFRS 第9号で異なり、区分処理される組込デリバティブの範囲が広がる可能性がある。

また、日本基準では、区分処理の要件を満たさないとしても、組込デリバティブをリスク管理上区分している場合には、組込デリバティブを会計上区分処理できるが、IFRS 第9号においては、金融資産における組込デリバティブは区分処理が認められず、金融負債における組込デリバティブは区分処理の要件を満たさない場合には、区分処理が認められない。

- (5) 非上場株式も公正価値測定が求められるが、非上場株式の公正価値の算定は容易ではないため実務上の困難さが生じる。

#### (参考：米国会計基準と IFRS 第9号の異同)

25. 「分類及び測定」における米国会計基準と IFRS 第9号との主な相違点は以下のとおりである。
- (1) 金融資産の分類について、米国会計基準では有価証券、貸付金等の法的形式により分類される（IFRS：事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性により分類）。
- (2) 資本性金融商品に対する投資について、米国会計基準では一律に FVPL<sup>4</sup>で処理される（IFRS：原則 FVPL 処理、FVOCI ノンリサイクリング処理も容認）。

<sup>2</sup> IFRS 第9号 5.7.10 項及び B5.7.2A 項

<sup>3</sup> 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」

<sup>4</sup> 公正価値が容易に測定できない場合、取得原価から減損損失を控除し、同一発行体からの類似投資の観察可能な価格変動を加減して測定する方法を選択することができる。

- (3) 金融負債については、両基準ともに原則として償却原価で測定されるが、金融負債に公正価値オプションを適用した場合、信用リスクの変動から生じる公正価値の変動を OCI に表示することについては、米国会計基準では負債の認識の中止時に純損益にリサイクリングすることを要求している（IFRS：ノンリサイクリング処理）。
- (4) 売買目的以外の公正価値で測定される負債性証券の公正価値の変動のうち為替差額部分について、米国会計基準では OCI に計上される（IFRS：純損益）。
- (5) 金融資産における組込デリバティブについて、米国会計基準では一定の要件を満たす場合に区分処理が要求される（IFRS：金融資産における組込デリバティブの区分処理は認められない。）。

## VI. 減損

### （適用上の課題）

26. 以下の項目は、仮に IFRS 第 9 号の内容を取り入れた場合、適用上の課題になりうるものとして事務局が把握しているものである（網羅性はない）。

- (1) IFRS 第 9 号のいわゆる相対的アプローチを仮に取り入れた場合、以下の適用上の課題が生じる可能性がある。

#### ① 債権単位での管理（連結財務諸表及び個別財務諸表の双方に適用する場合）

- IFRS 第 9 号では、同一債務者に対する債権でも、当初認識時の信用リスクの違いから異なるステージに属する可能性があり、個々の債権単位でステージを捉える必要がある。そのため、当初認識時の信用リスクと比較を行うため、個々の債権単位で（当初認識時及びその後の）信用リスクのデータを整備し管理する必要がある。

例えば、同一債務者への貸出について、当初貸出後に信用リスクが悪化した債権と、追加融資を行ったことで新たに生じた債権とでは、異なるステージに区分される可能性がある。

- 上記の債権単位での管理は、基本的に債務者単位で管理が行われる日本基準における実務と異なる。

#### ② 「著しい増大」の判定

- どの程度の信用リスクの変動（内部格付や債務不履行確率（以下「PD」と

いう。)の変化幅等)をもって「著しい増大」とするかを検討することが必要となる。

- 正常先であっても、信用リスクが当初認識以降著しく増大していると判断される場合には、全期間の予想信用損失が必要となる可能性があり、純損益の変動性が高まる可能性がある。
- 「低い信用リスク」の便法を適用する場合、当該便法の適用の可否、適用方針について検討が必要となる。

(2) 将来予測的な (forward-looking) 情報の減損の見積りへの反映に関連して、以下の適用上の課題が生じる可能性がある。

- 予想信用損失の見積りに将来予測的な情報を反映するにあたり、企業により異なるモデル又はシナリオを用いる可能性があり、内部で生成したデータや仮定を利用する可能性があることから、バックテスト等、それらの妥当性を検証するプロセスの設定が必要となる。
- マクロ経済要因の反映の方法について検討する必要がある。
- PD との相関関係があるマクロ経済指標等の選定 (マクロ経済要因はエクスポージャー全体に広く関係するが、その影響はエクスポージャーにより異なる。) 及び監査可能性について困難となる可能性がある。バックテストも困難となる可能性がある。

(3) その他、以下の適用上の課題が生じる可能性がある。

- 貸出条件緩和債権について、IFRS 第 9 号における信用減損金融資産 (ステージ 3) の要件に該当する可能性があり、その場合、全期間の予想信用損失を測定することとなる。
- IFRS 第 9 号においては、未収利息不計上の定めはなく、信用減損金融資産 (ステージ 3) についても、(引当金控除後の償却原価に対して) 利息収益を認識するため、未収利息を計上するプロセスを構築する必要がある。
- 償却原価又は FVOCI に分類される債券について、IFRS 第 9 号では、公正価値にかかわらず、12 か月又は全期間の予想信用損失を減損として認識するため、債券に対する減損プロセスの見直しを検討する必要がある。

**(参考：「金融検査・監督の考え方と進め方」(案))**

27. 2017年12月に、金融庁は、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針(案))」(以下「検査・監督基本方針案」という。)を公表している。現在、預金等受入金融機関<sup>5</sup>及び保険会社の償却・引当は、金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)及び保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル)の別表にしたがって行われているが、検査・監督基本方針案には、以下が記載されている。
- 「検査マニュアルは、別表も含め、廃止することとする。」
  - 「廃止の時期は平成30年度終了後(平成31年4月1日以降)を目途とする。」
  - 「今後、廃止に向け、以下のような準備を進めていく。」(一部抜粋)
    - 「資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進め、結果を分野別の「考え方と進め方」にとりまとめた上で、幅広い関係者との対話を更に行う。」、「来年夏を目途に考え方を示していく。」
28. なお、監査人は、検査マニュアル別表の枠組みに基づく自己査定結果及び償却・引当結果を監査判断の基礎として利用している(例えば、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」においては、貸倒引当金について、検査マニュアル別表に示されている債務者区分ごとに監査上の取扱いが示されている。)

**(参考：米国会計基準とIFRS第9号の異同)**

29. 「減損」における米国会計基準とIFRS第9号との主な相違点は以下のとおりである。
- (1) 米国会計基準においては、常に全期間の予想信用損失を認識する(IFRS：信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合12か月の予想信用損失)。
  - (2) 米国会計基準では、売却可能負債性証券について、公正価値が償却原価を下回る場合のみ信用損失を見積り、予想信用損失は公正価値と償却原価の差額を上限とす

---

<sup>5</sup> 「預金等受入金融機関」とは、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫を指し、当該金融機関の海外拠点及び外国銀行の在日支店を含む。

る（IFRS：FVOCIの金融資産についても、償却原価で測定される資産と同様の単一の予想信用損失モデルを適用）。

## VII. ヘッジ会計

### （適用上の課題）

30. 以下の項目は、仮にIFRS第9号の内容を取り入れた場合、適用上の課題になりうるものとして事務局が把握しているものである（網羅性はない）。

#### (1) ヘッジの会計処理

- ① 公正価値ヘッジの会計処理が変わることに伴い、以下の適用上の課題が生じる可能性がある。
  - ヘッジ非有効部分が純損益に認識されるため、純損益の変動性が高まる可能性がある。
  - ヘッジ対象の会計処理を変更しない繰延ヘッジから、ヘッジ対象の帳簿価額を修正する会計処理に変更する場合、システムの構築が必要となる可能性がある。
- ② キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ非有効部分を純損益に認識するため、以下の懸念が生じる。
  - ヘッジ非有効部分が純損益に認識されるため、純損益の変動性が高まる可能性がある。
  - 会計処理としては繰延ヘッジと類似しているが、ヘッジ非有効部分を計算するために、日本基準では求められないヘッジ対象の現在価値を計算するプロセスが必要となる。
- ③ 金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理が認められず、ヘッジ会計の要件を満たすとしても、ヘッジ手段の公正価値評価が求められる。
- ④ 日本基準においては、金融機関について以下の業種別ヘッジ会計を定めているが、IFRS第9号に同様の規定はない。
  - 銀行における金利リスクの管理及び内部取引（バンキング勘定とトレーディング勘定間の取引）を前提とした、多数の預金・貸出金等をヘッジ

対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ）<sup>6</sup>

- 銀行における為替リスクの管理及び内部取引を前提とした、多数の外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ。ただし、ヘッジ手段の変動のうち利息相当額と直物相場の変動は純損益に認識）<sup>7</sup>
- 保険業における金利リスク管理を前提とした、多数の保険負債を固定利付負債の集積としてヘッジ対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ）<sup>8</sup>

(2) ヘッジ会計の事後の適格要件を充足しない場合の取扱い

- ① ヘッジ有効性について事後の定量的評価（おおむね 80%から 125%の範囲内でのヘッジ関係の相殺の確認）が不要となるが、ヘッジ有効性を満たさない場合にもヘッジ会計を中止することはできず、以下のような懸念が生じる。
  - IFRS 第 9 号では、リスク管理の目的が変わっていない場合、ヘッジ比率を調整し、ヘッジ非有効部分を純損益に認識したうえで、ヘッジを継続（バランス再調整）することが必要となる。この点、日本基準では、事後の定量的評価の結果、ヘッジ有効性を満たさないと判断される場合には、ヘッジ会計を中止することとなる。

**(参考：米国会計基準と IFRS 第 9 号の異同)**

31. 「ヘッジ会計」における米国会計基準と IFRS 第 9 号との主な相違点は以下のとおりである。

- (1) キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ関係の有効性が高いと判断される場合には、非有効部分を OCI に計上する（IFRS：純損益）。
- (2) 有効性の判定について、一定の要件を満たす簡便的な方法を除き、事後のヘッジ有効性の定量的評価（おおむね 80%から 125%の範囲内の相殺）が求められる（IFRS：事後のヘッジ有効性の定量的評価は求められない。）。

---

<sup>6</sup> 業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

<sup>7</sup> 業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」

<sup>8</sup> 業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

## VIII. 今後の進め方

32. 第3項以下に記載したとおり、金融商品会計に関するIFRS及び米国会計基準の最近の改正は、金融危機で明らかになった問題への対応として行われたものであり、特に、「減損」について将来予測的な（forward-looking）情報の反映を全面的に求めている点については、IFRS及び米国会計基準の両者で同様の対応が図られていることもあり、国際的に整合性を図る意義があるものと考えられる。
33. 一方、上記で分析したとおり、我が国の金融商品会計は約20年前の設定時から抜本的な改正は行われておらず、国際的に整合性を図るうえで多くの適用上の課題が生じることが想定され、金融業を営む企業を中心に大きな影響が生じるものと考えられる。したがって、より慎重に検討を進めるために、開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を行ってはどうか。
34. 意見募集文書では、以下の点について意見を照会することが考えられる。
- (1) 仮に開発に着手する場合、その対象として、「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野とするか、「減損」のみとするかについて、国際的に整合性を図る意義と関連づけて、意見を照会することが考えられる。
  - (2) 仮に国際的に整合性を図る場合、まずIFRSがその対象となると考えられるが、金融商品会計については、IFRSと米国会計基準が異なる点も多く見られるため、両者の異同及び想定される適用上の課題について整理した上で、意見を照会することが考えられる。
  - (3) 特に「減損」については、上記のとおり、将来予測的な（forward-looking）情報の反映を全面的に求めていることは、IFRS及び米国会計基準で同様であり、この点について整合性を図る必要性は相対的に高いものと考えられるが、具体的な手法については、国際的な会計基準を踏まえたうえで、幅広く整理し、意見を照会することが考えられる。なお、意見募集文書の作成にあたっては、第27項に記載した金融検査・監督の考え方と進め方の動向も注視する。
35. 仮に上記の意見募集を行う場合、意見募集文書の公表時期は、意見募集文書を作成し審議する時間を踏まえると、2018年上期中を目標にすることが考えられるがどうか。

## ディスカッション・ポイント

金融商品について、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの進め方に関する事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

以 上

**(別紙) 中期運営方針の記載****(日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題)****1. IFRS 第9号「金融商品」(分類及び測定、減損、一般ヘッジ)**

金融商品に関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基準が類似の内容の基準を定めていたが、IFRS 第9号では日本基準と一部異なる考え方が導入されている。

金融商品に関する会計基準は、特に金融機関に大きな影響を与えるものであるが、すべての企業に適用される基幹となる会計基準であり、国際的な整合性を図る必要性が比較的高い項目と考えられる。

一方、IFRS 第9号の内容のうち、特に金融資産の減損会計については、我が国で採り入れる場合、相対的アプローチの適用について実務上の懸念があり、また、中小の金融機関に配慮することも必要であるとの意見が聞かれている。また、金融商品会計に関連する実務指針は、業種別の取扱いも含めると多数定められており、これらに対する影響も検討する必要がある。さらに、米国会計基準では、金融資産の減損会計において、日本基準及びIFRS 第9号と内容が異なる会計基準の改正が行われていることも考慮する必要がある。

IFRS 第9号は、金融資産及び金融負債の分類及び測定<sup>9</sup>、金融資産の減損会計、並びに一般ヘッジ会計の3つの領域に分けて開発されている。金融資産の減損会計に関する懸念を踏まえ、他の領域から我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手する方法も考えられるが、3つの領域は相互に関連している点も勘案する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、当面、IFRS 第9号の適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に3つの領域を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

---

<sup>9</sup> なお、IFRS 第9号における金融資産及び金融負債の分類及び測定において定められるその他の包括利益のノンリサイクリング処理については、IFRSのエンドースメント手続において、我が国における会計基準に係る基本的な考え方の観点からなお受け入れ難いとの結論に達した項目であるため、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを行うにあたって、これとの整合性を図り、リサイクリング処理に修正することが適切であると考えられる。